名　称　東京新海面処分場Dブロック F灯浮標
位　置
所在地　京浜港東京区（十五号地南信号所の南南西方約四・二キロメートル）
北　緯　三五―三四―四〇
東　経　一三九―四九―一二
変更した事項
位　置
所在地　京浜港東京区（十五号地南信号所の南南西方約四・二キロメートル）
北　緯　三五―三四―四〇
東　経　一三九―四九―一二
変更年月日　平成二十三年九月五日
記　事　一時撤去中のところ位置変更のうえ復旧

名　称　東京新海面処分場Dブロック G灯浮標
位　置
所在地　京浜港東京区（十五号地南信号所の南南西方約四・一キロメートル）
北　緯　三五―三四―四六
東　経　一三九―四九―〇八
変更した事項
位　置
所在地　京浜港東京区（十五号地南信号所の南南西方約四・一キロメートル）
北　緯　三五―三四―四七
東　経　一三九―四九―〇七
変更年月日　平成二十三年九月五日
記　事　一時撤去中のところ位置変更のうえ復旧

名　称　東京新海面処分場Dブロック B灯浮標
位　置
所在地　京浜港東京区（十五号地南信号所の南南西方約三・八キロメートル）
北　緯　三五―三四―四九
東　経　一三九―四九―二八
変更した事項
位　置
所在地　京浜港東京区（十五号地南信号所の南南西方約三・八キロメートル）
北　緯　三五―三四―四九
東　経　一三九―四九―二八
変更年月日　平成二十三年九月五日

○海上保安庁告示第二百二十二号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年十月十七日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名　称　上磯港南防波堤灯台
位　置
所在地　北海道北斗市（上磯港南防波堤外端）
北　緯　四一―四九―〇〇
東　経　一四〇―三九―〇一
変更した事項
光　度　実効光度二五カンデラ
光達距離　三・五海里
高　さ　地上から構造物の頂部まで四・八メートル　平均水面上から灯火まで九・一メートル
変更年月日　平成二十三年九月六日

名　称　坊主碆灯標
位　置
所在地　堂埼灯台（愛媛県宇和島市）の西方約三・九キロメートル
北　緯　三三―一二―四一
東　経　一三二―二八―二九
変更した事項
光　度　実効光度二五カンデラ
高　さ　地上から構造物の頂部まで七・五メートル　平均水面上から灯火まで九・八メートル
変更年月日　平成二十三年九月六日

名　称　川内港沖防波堤西灯台
位　置
所在地　鹿児島県川内港（沖防波堤西端）
北　緯　三一―五一―二七
東　経　一三〇―一〇―四一
変更した事項
光　度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
変更年月日　平成二十三年九月六日

○海上保安庁告示第二百二十三号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年十月十七日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名　称　渡島静浦港第二西防波堤灯台
位　置
所在地　北海道松前郡松前町（静浦港第二西防波堤外端）
北　緯　四一―二八―四八
東　経　一四〇―〇一―二四
変更した事項
光　度　実効光度二五カンデラ
光達距離　三・五海里
高　さ　地上から構造物の頂部まで四・八メートル　平均水面上から灯火まで一三メートル
変更年月日　平成二十三年九月七日

名　称　銚子港川口東突堤灯台
位　置
所在地　千葉県銚子港（川口東突堤外端）
北　緯　三五―四四―五九
東　経　一四〇―五一―三七
変更した事項
光　度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
変更年月日　平成二十三年九月七日

名　称　牟礼港防波堤灯台
位　置
所在地　香川県高松市（牟礼港防波堤外端）
北　緯　三四―二〇―三六
東　経　一三四―〇九―二四
変更した事項
光　度　実効光度一一〇カンデラ
光達距離　五・五海里
高　さ　地上から構造物の頂部まで九・五メートル　平均水面上から灯火まで一一メートル
変更年月日　平成二十三年九月七日

○防衛省告示第二百四十六号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年十月十七日

防衛大臣　一川　保夫

期　間　平成二十三年十一月一日から同年十二月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区　域　日高沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線及び(ア)の点と(カ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度九、一四四メートルまでの間
(ア)　北緯四一度四三分〇九秒　東経一四二度五九分四六秒
(イ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
(ウ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度〇七分四七秒
(エ)　北緯四一度四五分三九秒　東経一四二度〇五分一七秒
(オ)　北緯四一度二七分一〇秒　東経一四二度四二分四六秒
(カ)　北緯四一度四四分〇九秒　東経一四二度五七分四六秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百四十七号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年十月十七日

防衛大臣　一川　保夫

期　間　平成二十三年十一月一日から同年十二月三十一日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区　域　三沢沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線及び(ア)の点と(カ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間
(ア)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四三度一九分四六秒
(イ)　北緯四〇度五三分一〇秒　東経一四三度一三分四六秒
(ウ)　北緯四〇度四四分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
(エ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
(オ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度一〇分一〇秒
(カ)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四二度〇九分四七秒